

民間船舶の運航・管理事業

(旅客船)

業務要求水準書

防 衛 省

<目次>

第1 総則.....	1
1. 要求水準書の位置づけ.....	1
2. 事業の目的.....	1
3. 事業の概要.....	1
(1) 本事業の対象とする防衛省の輸送所要	2
(2) 本事業のスケジュール	2
4. 業務範囲.....	2
(1) 船舶調達業務	2
(2) 船舶維持管理業務	3
(3) 船員雇用・養成業務	3
(4) 船舶運航業務	3
(5) 全般管理業務	4
(6) 事業終了後の本事業船舶の措置	4
5. 本事業における基本的な実施条件.....	4
(1) 本事業船舶に関する要件	4
(2) 本事業船員の位置付け	4
6. 防衛省が実施する業務.....	5
(1) 防衛省の輸送所要に関する計画立案及び事業者に対する運航指示.....	5
(2) 隊員及び車両等、輸送物の陸上移送	5
(3) 船舶への積上げ・積み下ろし	5
(4) 防衛出動等における運航	5
7. 関係法令等.....	5
8. 秘密保全.....	6
第2 各業務の要求水準.....	7
1. 船舶調達業務.....	7
(1) 業務の概要	7
(2) 業務の前提条件	7
(3) 業務の実施方法及び要求水準	8
2. 船舶維持管理業務.....	12
(1) 業務の概要	12
(2) 業務の前提条件	12
(3) 業務の実施方法及び要求水準	12
3. 船員雇用・養成業務.....	14
(1) 業務の概要	14

(2) 業務の前提条件	14
(3) 業務の実施方法及び要求水準	15
4. 船舶運航業務.....	15
(1) 業務の概要	15
(2) 業務の前提条件	15
(3) 業務の実施方法及び要求水準	16
5. 全般管理業務.....	20
(1) 業務の概要	20
(2) 業務の実施方法及び要求水準.....	20

資料リスト

参考資料 1 船舶運航業務フロー※ ※応募者に別途示す。

参考資料 2 運航判断要件素案※

第 1 総則

1. 要求水準書の位置づけ

本業務要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、応募者の提案及び防衛省が選定する民間事業者により設立される会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定められる株式会社（以下「事業者」という。）の事業遂行にかかる具体的な指針であり、防衛省が事業者に要求する業務の水準を示すものである。

応募者は、要求水準書に規定されている事項（以下「要求水準」という。）を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案し、提案内容について防衛省と協議するものとする。また、防衛省は、要求水準を民間事業者の選定の過程における審査条件の一部として用いる。

事業者は、本事業の事業期間を通じて、要求水準及び自らの提案内容を遵守しなければならない。防衛省による本事業の実施状況の監視により事業者が要求水準を達成できないことが確認された場合は、別に定める規定に基づき、改善要求の措置又は契約解除等の措置がなされる。

なお、本資料において用いられる用語の定義は、別段の定めのない限り、実施方針に定めるところと同じとする。

2. 事業の目的

本事業は、令和 4 年度に策定された「防衛力整備計画」に基づき、自衛隊が島嶼部への侵攻阻止に必要な部隊等を南西地域に迅速かつ確実に輸送し、かつ、住民避難や災害時の対応に活用するため、自衛隊の海上輸送力を補完する目的で、常時運航可能な民間船舶を確保することを事業の目的としている。

本事業においては、自衛隊が船舶を保有、管理、運営することによる人的、物的負担を考慮し、平素の段階から民間事業者の資金、経営能力、船舶・海上輸送に関する技術的見地を最大限活用することにより、効率的、かつ、効果的な海上輸送力の確保を目的として、PFI 契約方式を採用することとしている。

そのような背景のもと、本事業では、自衛隊の輸送力と連携して大規模輸送を効率的に実施できるよう、輸送所要に合致した民間フェリーの調達・維持管理・運航、予備自衛官の活用を含む船員の確保等を一体的に行い、災害時、緊急時等における機動的な展開能力を常時確保することを目的とするとともに、防衛省のための輸送等を行うことを目的とする。

ただし、これらの所要の目的を達成するには多大なコストを要するとともに、船舶運航固有の各種事業リスクが存在することから、民間の資金、経営能力、船舶・海上輸送に関する技術的知見を最大限に活用しつつ、リスク管理の最適化を図るため、PFI 方式の採用を予定している。民間事業者には、当該分野で蓄積されたノウハウ等を活用し、本事業に係る業務をより効率的かつ効果的、安定的に遂行し、事業期間にわたって優れた VFM (Value for Money) を発揮することが期待される。

3. 事業の概要

事業者は、旅客船（以下「本事業船舶」という。）2 隻を調達し、防衛省からの輸送通知発出後（輸送通知発出後の手続きの詳細は第 2 4. (3) イのとおり。）、遅くとも 7 2 時間で係留施設（待機時に本事業船舶を係留する港湾等をいう。以下同じ。）又は防衛省と事業者で協議し防衛省が承諾した出発港を出港できるよう、要求水準を満たした本事業船舶及び本事業船員（本事業船舶の運航に必要な船員をいう。以下同じ。）が常時、確保された状態（以下「待機態勢」という。）を維持することにより、以下に掲げる防衛省の輸送所要に対応する。

(1) 本事業の対象とする防衛省の輸送所要

ア 対象輸送所要

本事業の対象とする防衛省の輸送所要は、以下のとおりである。

- (ア) 自衛隊の訓練のために必要な輸送
- (イ) 自衛隊の任務遂行のために必要な輸送
- (ウ) 公的機関のための輸送等（防衛省が発注する在日米軍の輸送役務等）

なお、(イ)の輸送所要のうち特に緊急性を必要とするものについては、防衛省は、輸送通知を事業者に出発してから遅くとも72時間で、本事業船舶が係留施設又は防衛省と事業者で協議し防衛省が承諾した出発港から出港されていることを事業者を求める。この場合において、事業者は、本事業船舶を出港準備完了後速やかに出港することとする。

また、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第76条第1項の規定による防衛出動命令が発せられた場合若しくは事態が緊迫し、同項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合、又は同法第77条の4の規定により国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施するため自衛隊の部隊等を派遣する場合における自衛隊の行動のための輸送については、防衛省が、事業者の本事業船舶の裸備船を求めるとともに、自衛隊法第70条第1項の規定に基づき招集される予備自衛官を含む自衛官により本事業の範囲外で本事業船舶を自ら運航する場合は、事業者は本事業船舶の運航を行わない。

上記の場合を除く自衛隊の任務遂行のための輸送については、事業者が本事業船舶を運航することを事業契約上の基本とする。その際は、事業契約とは別に、個別の運航毎に、輸送所要の詳細及び経費負担に関する輸送役務契約を締結する。ただし、防衛省と事業者との協議により、本事業船舶、本事業船舶及び運航の安全を確保できないと判断されたときは、事業者は本事業船舶の運航を行わないこととし、事業契約における事業者の契約不履行とはしない。その際の運航判断要件について、素案は別添の参考資料のとおりとし、当該素案をもとに、本事業開始以降、防衛省と事業者が協議の上、成案を策定する。

イ 防衛出動等における対処

防衛出動等の事態における輸送（自衛隊の任務遂行のために必要な輸送のうち事業者が本事業船舶の運航を行わない場合に係るものをいう。以下同じ。）及び平時の訓練のために自衛隊が本事業船舶を裸備船する場合、防衛省が事業者の本事業船舶の1隻目（以下「1号船舶」という。）及び2隻目（以下「2号船舶」という。）の裸備船を求めたときは、事業者はこれに応じるものとし、防衛省は、本事業の範囲外で本事業船舶を運航する。なお、当該期間におけるサービス対価に係る取扱いは「サービス対価の算定及び支払方法」（資料－Ⅲ）で詳述する。

(2) 本事業のスケジュール

本事業船舶2隻を令和7年12月31日までに調達の上、令和8年1月1日から運航開始し、事業期間の終了まで運航する。なお、本事業船舶が令和8年1月1日から運航開始できない場合は、暫定的な措置として船舶を入れ替えて配備するなど、防衛省と事業者が協議の上、対応を決定する。

4. 業務範囲

本事業の範囲は次のとおりとし、各業務の詳細は第2において規定する。なお、防衛省が実施する業務については第1 6. を参照すること。

(1) 船舶調達業務

本事業船舶の調達に関する業務（以下「船舶調達業務」という。）は、下記ア及びイとし、事業者は、本事業船舶を調達（本事業の要求水準を満たす船舶を新たに建造するか又は中古船舶を要求水準を満たすように改造）する。

なお、本事業船舶の所有権は、運航開始日以降、事業終了時まで、事業者が保有するものとする。

ア 本事業船舶の調達（設計、建造又は改造、試験）

イ その他本事業船舶の調達に関して必要な一切の業務

(2) 船舶維持管理業務

本事業船舶の維持管理に関する業務（以下「船舶維持管理業務」という。）は、下記アからオまでとし、事業者は本事業船舶が待機態勢を維持できるよう必要な維持管理を行う。

ア 本事業船舶の保守点検・修繕

イ 船用品の手配・維持

ウ 係留施設の確保・維持

エ 本事業船舶に係る保険付保

オ その他、本事業船舶の維持管理に関して必要な一切の業務

(3) 船員雇用・養成業務

本事業船員の雇用・養成に関する業務（以下「船員雇用・養成業務」という。）は、下記アからウまでとし、事業者は本事業船舶が待機態勢を維持できるよう、本事業船員を確保・維持の上、必要な教育・訓練（資格取得等を含む）を実施するとともに、適切な労務管理を行う。

ア 本事業船員の雇用・養成

イ 本事業船員の配乗・労務管理

ウ その他本事業船員の雇用・養成に関して必要な一切の業務

(4) 船舶運航業務

本事業船舶の運航に関する業務（以下「船舶運航業務」という。）は、下記アからオまでとし、事業者は、防衛省の輸送所要に対応可能となるように本事業船舶の運航準備を行うほか、訓練に伴う輸送役務、緊急時の輸送役務及び防衛省が発注する公的機関のための輸送等を請け負う。ただし、防衛省と事業者は、防衛省の輸送所要の詳細及びその輸送に係る経費負担に関する契約（以下「輸送役務契約」という。）を本事業契約とは別に締結する。

また、防衛出動等の事態における輸送及び平時の訓練において防衛省から求められた場合は、事業者は船舶運航を行わず、本事業船舶を防衛省に裸備船する。

ア 運航準備

イ 本事業船舶の運航

ウ 防衛出動等の事態における輸送及び平時の訓練における防衛省への裸備船

エ 被災者支援に必要な一切の業務

オ その他本事業船舶の運航に関して必要な一切の業務

なお、事業者は、防衛省の輸送所要に係る運航に支障を及ぼさない等の一定の条件を満たす範囲において、民間の輸送所要に対する商業運航（以下「民間収益事業」という。）を積極的に行うことが強く期待されている。民間収益事業の実施に係る条件は、「民間収益事業の実施要領書（案）」（資料－Ⅱ）によるものとする。

(5) 全般管理業務

事業者は、自らの経営管理及び業務実施企業の業務管理、防衛省との間の連絡調整その他本事業の全般的な管理に必要な業務（以下「全般管理業務」という。）を行う。

(6) 事業終了後の本事業船舶の措置

防衛省は、本事業を終了する場合又は事業期間が終了する場合、本事業船舶のスクラップ処分の実施、防衛省又は第三者（一連の売買にかかる最終的な取得者を含む。この号において以下同じ。）への本事業船舶の譲渡等について事業者と協議を行う。

本事業船舶のスクラップ処分等に当たっては実施場所等の条件を防衛省が指定する場合があります、事業者が、スクラップ処分を実施した場合はスクラップ処分に係る経費及び手数料を差し引いた収益を、国に納付するものとする。

本事業船舶を事業期間終了後に第三者に譲渡する場合、譲渡先、譲渡の価格及び譲渡対価（譲渡に係る経費及び手数料を差し引いた収益）の納付については防衛省と協議を実施し、承諾を得るものとする。

5. 本事業における基本的な実施条件

(1) 本事業船舶に関する要件

本事業船舶は2隻とし、事業期間に亘り同一の船舶で待機態勢を維持する。ただし、事業期間に船舶を入れ替える場合は、いずれの船舶も第2 1. (3)を満たした船舶を準備するものとする。いずれも近海区域を航行可能な船舶とし、船舶救命設備規則（昭和40年運輸省令第36号）第1条の2第2項に基づく第2種船を基準とする。

なお、防衛省は、本事業船舶を通じて、自衛隊員等、車両及びその他必要な装備品等（以下「部隊等」という。）を船舶安全法（昭和8年法律第11号）等に基づき輸送することを計画している。危険物の輸送の用が生じた場合は、別途船舶安全法第5条第1項第3号に基づく臨時検査による臨時変更など、管海官庁から当該危険物輸送に必要な許可が得られた場合に限り、本事業船舶の運航を求める。

本事業船舶の調達に関する具体的な要求水準は第2 1. (3)に詳述する。

(2) 本事業船員の位置付け

本事業において、本事業船員は一般の民間船員として3. (1) アに規定する(ア)～(ウ)の運航を行うものとする。防衛省は、民間輸送力活用の観点から、本事業船員については、民間の船舶の運航に従事した経験を有する者の確保が必要と考えている。本事業船員の雇用に関する具体的な要求水準は第2 3. に詳述する。

防衛省は、防衛出動等に際しては、事業者から本事業船舶の裸備船を求めるとともに、自衛隊法第70条第1項の規定に基づき招集される予備自衛官を含む自衛官により、本事業の範囲外で本事業船舶を自ら運航する。

このことから、事業者は、予備自衛官及び予備自衛官補（以下「予備自衛官等」という。）である本事業船員の確保を促進するものとする。また、事業者は、本事業船員が、常に本事業船舶の運航に従事できるよう、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号。以下「船舶職員法」という。）に基づく船舶の運航に必要な海技資格の取得を支援するものとする。なお、3.（1）イで述べたとおり、防衛省は、原則として、本事業船舶を裸傭船し運航する予定であることから、予備自衛官等である本事業船員については、できる限り本事業船舶の運航に従事できるようにしておくこととする。

なお、予備自衛官とは、次に掲げる者をいう。

ア 予備自衛官補として採用され、所要の教育訓練の全てを修了し、任用されている者

イ 自衛官であった者又はアにより予備自衛官に任用されたことのある者から採用され、任用されている者

事業者は、船員の雇用状況・成果等について、説明責任を有する。

6. 防衛省が実施する業務

（1）防衛省の輸送所要に関する計画立案及び事業者に対する運航指示

防衛省は、本事業船舶による輸送所要が生じた場合は、事業者に対して、部隊等の数量・諸元、防衛省が指定する出発港、中継港及び到着港（以下、これらを総称して「指定港湾」という。）、運航スケジュール等を含む輸送所要に関する仕様書（以下「輸送役務契約仕様書」という。）（案）を提示し、事業者は、当該仕様書（案）に基づき防衛省の輸送所要に関する運航計画、荷役要領等を策定する。

なお、指定港湾は、輸送所要や事態等に応じて指定することを想定しており、防衛省は、輸送所要の詳細内訳（乗船者数、車種、機材等諸元）が確定次第、速やかに事業者に通知する。

（2）隊員及び車両等、輸送物の陸上移送

防衛省は、3.（1）アに規定する（ア）～（ウ）の運航の際は、乗船時の指定港湾までの移送及び下船後の指定港湾からの移送を行う。

（3）船舶への積み上げ・積み下ろし

3.（1）アに規定する（ア）～（ウ）の運航の際、防衛省は、指定港湾で部隊等の船舶への積み上げ・積み下ろしを行う。事業者は、防衛省が実施する部隊等の船舶への積み上げ・積み下ろしが適切にできるよう、船内での誘導等の支援を行う。

（4）防衛出動等における運航

防衛省は、防衛出動等に際しては、事業者から本事業船舶の裸傭船を求めるとともに、自衛隊法第70条第1項の規定に基づき招集される予備自衛官を含む自衛官により、本事業船舶を自ら運航する。

なお、本事業船舶の返却については、所定の船体状況の確認後、裸傭船を終了し、事業者が本事業船舶を返却するものとする。

7. 関係法令等

事業者は、以下に列举するもののほか、本事業の実施に当たり必要とされる関係法令（関連する施行令、規則、条例等を含む。）等を遵守することとする。

- ・ 船舶法（明治32年法律第46号）
- ・ 船舶安全法（昭和8年法律第11号）
- ・ 労働関係調整法（昭和21年法律第25号）
- ・ 船員法（昭和22年法律第100号）
- ・ 船員職業安定法（昭和23年法律第130号）
- ・ 港則法（昭和23年法律第174号）
- ・ 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- ・ 海上運送法（昭和24年法律第187号）
- ・ 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）
- ・ 内航海運業法（昭和27年法律第151号）
- ・ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）
- ・ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）
- ・ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
- ・ 海上交通安全法（昭和47年法律第115号）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・ 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）
- ・ 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）
- ・ 特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）
- ・ 調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（昭和44年防衛庁訓令第27号）
- ・ 装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号）
- ・ 船舶の配員の基準に関する訓令（昭和60年防衛庁訓令第2号）
- ・ 秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）
- ・ 民間資金等の活用による自衛隊の施設の整備等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第65号）
- ・ 特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）
- ・ 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）

ただし、防衛出動等における船舶運航に際しては、自衛隊法に基づき海上自衛隊が運航する。

なお、上記のうち、特定秘密の保護に関する法律、秘密保全に関する訓令、特定秘密の保護に関する訓令及び装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保については、輸送役務契約において適用する場合がある。

8. 秘密保全

事業者は、業務遂行上知り得た防衛省の秘密を保持する。また、事業者からの業務受託者及び請負者並びに業務従事者に秘密の保持を徹底させる。

第2 各業務の要求水準

1. 船舶調達業務

(1) 業務の概要

本項は、本事業船舶の調達に係る設計、建造又は改造（以下「改造等」という。）、試験に至るまでの一切の業務とする。これらの業務に当たっては、以下に示す要求水準を満足するものとする。

(2) 業務の前提条件

ア 本事業船舶の調達に関する要件

- (ア) 本事業船舶の調達隻数は2隻とし、運航開始日以降、事業終了時まで本事業船舶の所有権を事業者が有するものとする。
- (イ) 本事業船舶の調達について、令和7年12月31日までに、第2種船（国際航海に従事しない旅客船）としてそれぞれ各種検査を完了させ、船舶検査証書を取得の上、防衛省による完成確認を受ける。
- (ウ) 本事業船舶の調達は、(イ)に定める調達スケジュール及びその他の要求水準を全て満たす限りにおいて、本事業用に新たに船舶を建造するか、又は既存の中古船舶を必要に応じて改造を行い調達するかは事業者の提案に委ねる。
- (エ) 本事業の事業期間に亘って、要求水準で定めた運航に耐えうる構造が可能な船舶を調達するものとし、事業期間中、新規船舶への更新を実施することは想定しない。なお、本事業船舶が令和8年1月1日から運航開始できない場合は、暫定的な措置として船舶を入れ替えて配備するなど、防衛省と事業者が協議の上、対応を決定する。また、いずれの船舶も(3)に規定する要求水準を満たした船舶を準備するものとする。
- (オ) 事業者は、船舶安全法に基づく、船舶の改造等に必要な検査及び試験の実施、輸送所要に合致させるために必要な許認可及び船舶検査証書の取得を行うこと。また、事業者は、本事業船舶の運航に必要な海上運送法に基づく運航の許可の取得または届出を(イ)の期日までに遅滞なく実施すること。
- (カ) (ウ)において、中古船舶を改造する場合、改造を実施した上で事業者に中古船舶を譲渡、または事業者に譲渡した上で改造が実施されるものとする。
なお、中古船舶を現に保有し、自ら管理・運航している者又は定期傭船等の形態により実質的に管理・運航している者によって、改造が実施されることとする。
- (キ) 本事業船舶の改造等の事業場所は、日本国内の造船会社の工場とし、情報保全を適切に確保すること。

イ 本事業船舶の調達に関する前提

- (ア) 本事業船舶は船舶救命設備規則第1条の2第2項に定める第2種船として、近海区域での内航を前提とし、部隊等の輸送が可能な旅客船として船舶検査証書を取得すること。
- (イ) 本事業では、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）等の法令及び船舶による危険物の運送基準を定める告示（以下「危規則等」という。）に基づき、船舶への積載が容認されている危険物の輸送を想定している（輸送を想定する危険物の詳細は別途、応募者に示す。）。本事業船舶には、上記危規則等に従った積載方法、隔離方法、防火構造、消防設備等を達成する上で必要な構造・設備を確保すること。
なお、本要求は本事業船舶の調達時において(3) ア (ウ)で示す危険物積載を想定して、予め準備すべき設備を示すものであり、危険物の輸送の用が生じた場合は、別途臨

時検査に基づく臨時変更など、管海官庁から当該危険物輸送に必要な許可が得られた場合に限り、本事業船舶の運航を求める。

- (ウ) 事業者は、本事業船舶を新造により調達する場合は船舶建造保険、中古船舶を改造する場合は船舶修繕保険を造船所に付保させるものとする。

(3) 業務の実施方法及び要求水準

ア 本事業船舶の仕様・設計に係る防衛省との調整

- (ア) 事業者は、本事業船舶の調達に関して本要求水準書及び自らの提案内容を反映した要求水準確認計画書を、契約締結後速やかに提出し、防衛省の確認を受けること。
- (イ) 事業者は、本事業船舶の改造等の基本設計書の作成にあたっては、防衛省との連絡会議により設計協議を定期的を実施する。協議完了後、基本設計書とともに要求水準等との適合関係がわかる要求水準確認報告書を船舶毎に提出し、防衛省の確認を受けること。
- (ウ) 本事業船舶が満たすべき性能等の要求水準は1号船舶及び2号船舶ともに下表のとおりとする。

a. 1号船舶

項目		要求水準
一般事項		
適用規則		- J G 第2種船 - 上記を基準とする。
航行区域		近海
全長、型幅等	M	下記の搭載能力がある寸法を確保すること。
総トン数	G T	下記の搭載能力を確保すること。
載貨重量トン数	DWT	下記の搭載能力を確保すること。
満載喫水	M	6.0 m以下
最大速力	K t	車両満載運航時20ノット以上とする（速力確認運転時の積載状態にて、85%MC Oの速力から推定する）。
航続距離	海里	2,100海里以上
主機出力	P S	上記船速を確保するのに必要な馬力を有すること。
旅客数(就寝床数)	人	500人以上
船体部		
車両甲板等		- 車両甲板2層以上とし、防衛省が所有する車両等の搭載に十分なスペースおよび強度を有すること。 (普通車：30両以上、大型車【8m換算】：100両以上) - 上下車両甲板間に連絡斜路を設けること。
危険物積載		- 本事業船舶は、関係法令・規則の範囲内で防衛省が指定する積載物の積載を可能とすること。防衛省は、危規則等で定める積載方法E S O 1から04までの危険物の運送を想定している。 - なお、防衛省が指定する積載物として、主に下記国連番号のものを想定している。 - UN0006、UN0012、UN0168、UN0181、UN0321、UN0328、UN0437、UN1202、UN1203、UN1223、UN1863
車両積載能力		800レーンメーター（LM）以上
載貨ドア及びランプ		ドアは1個以上とし、ランプ強度50トン以上
清水量		- 旅客数500人×2週間の消費に十分な容量を保持すること。 - 不足する場合は造水装置を設け、飲用に適するよう処置すること。 - 緊急時、給水トレーラー等から給水可能な設備を設けること。
居住区設備		- 居住区は24時間以上の航海に必要な寝床の1人あたり面積を船舶設備規程に従って確保すること。 - 旅客数に応じた食堂、調理、糧食、トイレ、シャワーに関する設備を設けること。 - 洗濯機、食料保存庫及びエレベーターの設備を設けること。
安全救命設備		J G第2種船に必要な安全救命設備等を備えること。
防火・消防装置		積載物に応じた防火・消火設備を備え付けること。
船内電源		自衛隊が使用する通信機器を接続可能な船内電源及びスペースを確保すること。電源に関する詳細な要求水準は応募者に示す。
その他		
品質基準		改造等工事の品質を確保するために、日本鋼船工作法精度標準（Japanese Shipbuilding Quality Standard（J S Q S））または同等の品質基準を設けて、これに基づき工事を実施し、品質を管理すること。

b. 2号船舶

項目	要求水準
一般事項	
適用規則	- J G 第2種船 - 上記を基準とする。
航行区域	近海
全長、型幅等 M	下記の搭載能力がある寸法を確保すること。
総トン数 G T	下記の搭載能力を確保すること。
載貨重量トン数 DWT	下記の搭載能力を確保すること。
満載喫水 M	7. 5 m以下
最大速力 K t	車両満載運航時25ノット以上とする（速力確認運転時の積載状態にて、85%MC Oの速力から推定する）。
航続距離 海里	2, 100海里以上
主機出力 P S	上記船速を確保するのに必要な馬力を有すること。
旅客数(就寝床数) 人	700人以上
船体部	
車両甲板等	- 車両甲板2層以上とし、防衛省が所有する車両等の搭載に十分なスペースおよび強度を有すること。 （普通車：60両以上、大型車【8m換算】：200両以上） - 上下車両甲板間に連絡斜路を設けること。
危険物積載	- 本事業船舶は、関係法令・規則の範囲内で防衛省が指定する積載物の積載を可能とすること。防衛省は、危規則等で定める積載方法E S O 1から04までの危険物の運送を想定している。また、引火性液体類と火薬類の混載が可能とすること。 - なお、防衛省が指定する積載物として、主に下記国連番号のものを想定している。 - UN0006、UN0012、UN0168、UN0181、UN0321、UN0328、UN0437、UN1202、UN1203、UN1223、UN1863
車両積載能力	1, 700レーンメーター（LM）以上
載貨ドア及びランプ	ドアは1個以上とし、ランプ強度70トン以上
清水量	- 旅客数700人×2週間の消費に十分な容量を保持すること。 - 不足する場合は造水装置を設け、飲用に適するよう処置すること。 - 緊急時、給水トレーラー等から給水可能な設備を設けること。
居住区設備	- 居住区は24時間以上の航海に必要な寝床の1人あたり面積を船舶設備規程に従って確保すること。 - 旅客数に応じた食堂、調理、糧食、トイレ、シャワーに関する設備を設けること。 - 洗濯機、食料保存庫及びエレベーターの設備を設けること。
安全救命設備	J G第2種船に必要な安全救命設備等を備えること。
防火・消防装置	積載物に応じた防火・消火設備を備え付けること。
船内電源	自衛隊が使用する通信機器を接続可能な船内電源及びスペースを確保すること。電源に関する詳細な要求水準は応募者に示す。
その他	
品質基準	改造等工事の品質を確保するために、日本鋼船工作法精度標準（Japanese Shipbuilding Quality Standard（J S Q S））または同等の品質基準を設けて、これに基づき工事を実施し、品質を管理すること。

イ 本事業船舶の改造等及び試験の実施

- (ア) 事業者は、ア (イ)における防衛省の確認後、本事業船舶の改造等を実施する。
- (イ) 事業者は、改造工事等の着手後速やかに、次の書類等を防衛省に提出し、防衛省の確認を受けること。なお、詳細設計書の作成にあたっては、防衛省が予め指示した主要な工事項目を防衛省と協議の上、確認を得ること。
 - a 工事（施工）計画書（工事工程、各種試験予定日等が分かるもの）
 - b 詳細設計書
 - c 工事コスト内訳書
- (ウ) 事業者は、改造等の過程において、工期順守、性能の確保のため、工事の進捗度、不具合、検討課題等について、造船所、メーカー等に対して技術的及び法令要求事項の確認を行い、1ヶ月ごとにその確認及び進捗結果を取りまとめ、船舶改造等実施報告書として翌月の7日以内に防衛省に提出し、確認を受ける。また、改造仕様書、改造図面、機器図、工事工程表などの造船所が作成した書類を適切に保管し、防衛省が当該書類の開示を求めた場合は、速やかに防衛省に提出すること。
- (エ) 事業者は、改造等の過程で船舶安全法第5条第1項第1号に基づく定期検査又は同法第5条第1項第3号に基づく臨時検査を受検する。なお、防衛省は事業者に対当該検査への立会を求める場合がある。
- (オ) 事業者は、改造等の完了時に船舶安全法に基づく管海官庁による検査を受検するにあたって、14日前までに検査実施要領書を作成し、防衛省の確認を受ける。その後、管海官庁による検査実施後7日以内に検査実施報告書を防衛省に提出し、防衛省の完成確認を受ける。防衛省は、完成確認に基づき、必要な改善等が必要と判断した場合、事業者に対して是正措置を要求することができる。
- (カ) 事業者は、改造等の完了後、本事業船舶の性能を試験するため、防衛省立ち合いの下、海上での試運転試験を実施する。試運転試験の実施14日前までに、試運転試験実施要領書を提出し、防衛省の確認を受ける。試運転試験後14日以内に、試運転試験結果報告書を提出し、防衛省の確認を受ける。
- (キ) 事業者は、改造等の完了後、乗り出しに必要な船用品、属具、機器等の予備品、消耗品、潤滑油、糧食、水等を造船所にて本事業船舶への搭載を完了すること。
- (ク) 事業者は、改造等の完了後、要求水準確認報告書を防衛省に提出し、防衛省からの確認を受けた後、速やかに本事業船舶の船舶検査証書及び本事業船舶の調達に必要な各種許認可を取得し、それらの写しを7日以内に防衛省に提出する。
- (ケ) 事業者は、本事業船舶の譲渡後または改造の完了後速やかに、商法（明治32年法律第48号）第686条及び船舶法第5条に基づき、管海官庁に所有権移転登記（中古船の譲渡の場合）、所有権保存登記（中古船の場合、船舶表示変更登記（船種、船名、船籍港、トン数等の変更）を行う。
- (コ) 事業者は、(ク)及び(ケ)における船舶検査証書の取得、船舶登記等が完了後、速やかに船舶調達業務完了届を防衛省に提出し、防衛省の確認を受ける。
- (サ) 防衛省は、(カ)に基づき本事業船舶が所定の性能を発揮することを確認し、また(コ)に基づき本事業船舶の運航が可能な状態であることを確認できた場合、事業者に対し、本事業船舶の調達に係る業務完了通知書を交付する。
- (シ) 防衛省は、業務完了通知書の交付後、事業者による維持管理・船員雇用・養成・運航業務のための体制が確保されていることを確認できた場合、事業者に対し、運航開始確認書を交付する。

2. 船舶維持管理業務

(1) 業務の概要

本項は、本事業船舶の待機態勢を維持するために必要な業務全般とし、本事業船舶の保守点検・修繕、船用品の手配・維持、係留施設の確保・維持を含む一切の業務とし、これらの業務にあたっては以下に示す要求水準を満足するものとする。

(2) 業務の前提条件

ア 事業期間中に亘り、船舶安全法に基づく船舶検査期間を除き、本事業船舶を常時、運航可能な状態かつ1.(3) ア (ウ)に規定する性能等を維持できるよう、必要な保守点検・修繕等を計画的に実施するとともに、船舶の運航に必要な各種船用品等を維持・手配すること。なお、緊急性を要する輸送所要を想定し、事業者は、防衛省からの輸送通知発出後、遅くとも72時間で係留施設又は防衛省と事業者で協議し防衛省が承諾した出発港を出港できるよう常に待機態勢を維持（ただし、防衛省に事前に通知した船舶検査期間を除く。）すること。

イ 係留施設は、原則として日本国内における港湾の範囲で、事業者の提案とする。なお、事業期間中、原則として同一係留施設の継続利用を前提とする。ただし、やむを得ない事情により継続利用が困難となった場合や防衛省が要請する場合は、防衛省と事業者との協議により、事業期間中における係留施設の変更を行う場合がある。

ウ 定期検査等の場所は、日本国内の造船所とし、本事業船舶の定期検査等に際し、管海官庁の検査受検及び合格等が円滑に実施できる体制を構築するとともに、情報保全を適切に確保すること。

エ 事業者は、事業期間にわたり、電話連絡又は電子メールにより、防衛省に対する24時間の連絡体制を構築すること。

オ 事業者は、本事業により係留施設の周辺関係者等に与える影響を勘案し、合理的な範囲内で当該係留施設の関係者等への必要な対応を実施する。

(3) 業務の実施方法及び要求水準

ア 船舶の保守点検・修繕

(ア) 事業者は、本事業船舶を常時、安全に運航できるよう、船舶法、船舶安全法、海上運送法、内航海運業法、危険物船舶運送及び貯蔵規則、船員法、船舶職員及び小型船舶操縦者法等に基づき、本事業船舶の保守点検・修繕等を適切に実施すること。

(イ) 事業者は、本事業船舶の船舶維持管理業務及び船舶運航業務の開始前までに、船舶維持管理業務の実施に必要となる人員、管理体制、業務分担、緊急連絡体制等を含む船舶維持管理業務計画を作成するとともに、本事業船舶毎に、長期整備作業計画（定期検査（5年毎）に基づく船体部（甲板機械、通信機器等を含む）及び機関部（電気機器等を含む）毎の保守計画及び概算見積額）を防衛省に提出し、確認を得る。

長期整備作業計画は、定期検査の実施毎に見直しの要否を検討し見直す場合は、定期検査完了後、30日以内に防衛省に提出し、確認を得るものとする。

(ウ) 事業者は、毎年8月末までに、翌年度に実施する船舶安全法第5条第1項第2号に基づく中間検査又は定期検査の予定時期を、また、検査実施の1ヶ月前を目途に検査実施要領書（工事仕様書等を含む。）をそれぞれ防衛省に提出し、確認を得る。なお、本事業船舶のうち、少なくとも1隻は待機態勢を確保できるよう、中間検査又は定期検査の

実施時期については、防衛省と事前に協議し、防衛省の輸送所要に支障がないようにすること。

- (エ) 事業者は、(ウ)で防衛省の確認を得た実施要領書に基づく中間検査又は定期検査実施後、14日以内に検査結果報告書を防衛省に提出し、確認を受けること。
- (オ) 事業者は、本事業船舶の日常的なメンテナンス状況を整理した整備作業実施報告、整備、点検報告等の書類（船体、機関、甲板機械等の状態を確認できる書類）を作成し、適切に保管すること。防衛省が当該書類の開示を求めた場合は、速やかに防衛省に提出すること。
- (カ) 事業者は、本事業船舶に故障や不具合、1.(3)ア(ウ)に規定する性能等の要求水準を満たさない事象、本事業船舶の運航に支障が生じる事象等が発生した場合、速やかに防衛省に通知するとともに、復旧のための方策・期間、本事業船舶の運航に及ぼす影響等を防衛省に報告し、事後の方策について防衛省と協議する。
- (キ) 防衛省の輸送所要での運航だけでは不足する場合、事業者は、本事業船員の本事業船舶に関する操船、機器取扱い習熟のために慣熟運航を行う。ただし、慣熟運航は、防衛省の輸送所要に支障のない範囲で実施することとし、経済合理性に留意し、係留施設近辺での短期間の運航を想定する。

イ 船舶品等の手配・維持

- (ア) 本事業船舶の維持・運航に必要な船用品や機器等の予備品、消耗品、潤滑油等を計画的に手配・確保すること。
- (イ) 事業者は船用品の管理状況に関する書類（当該時点での船用品の保有状況、各年度で費消・購入した数量・購入額等を整理した書類）を作成し、適切に保管すること。防衛省が当該書類の開示を求めた場合、速やかに防衛省に提出すること。

ウ 係留施設の確保・維持

- (ア) 事業者は、事業契約締結後、速やかに各本事業船舶の係留施設の概要、係留施設の利用条件（係留・係船条件、係留施設からの出入港の方法等）、係留施設における本事業船舶の保全面管理体制等に関する係留施設計画書を防衛省に提出し、確認を得ること。
- (イ) 係留施設に本事業船舶を停泊させている間は、十分な保安警備体制を構築すること。
- (ウ) 事業期間中、同一の係留施設を継続して利用することを前提としているが、やむを得ず係留施設を変更する必要性が生じた場合、事業者は防衛省に提案し、協議を行った上で、防衛省の承諾を得るものとする。

エ 船舶に関する保険の付保

- (ア) 事業者は、本事業船舶に対して、内航を前提として、船舶普通期間保険（船体保険）及び船主責任保険（P&I保険）を付保するものとする。

オ 防衛省に対する報告

- (ア) 事業者は、1ヶ月毎に整備点検が確実に行われたことを示す整備点検実施報告書を翌月の最初の営業日から起算して5営業日以内に防衛省に提出し、確認を受ける。
- (イ) 事業者は、四半期ごとに当該期間の本事業船舶の維持管理体制や管理状況（月次整備点検実施報告書の概要版）等、本項の要求水準との適合状況を確認できる船舶維持管理業務報告書を四半期終了後5営業日以内に防衛省に提出し、防衛省の確認を受けること。

3. 船員雇用・養成業務

(1) 業務の概要

本項は、待機態勢を維持するために、本事業船員を雇用・維持の上、本事業船舶の運航にあたって必要となる海技資格の取得や操船技術の習得・鍛錬等を含む必要な教育・訓練の実施及び適切な配乗・労務管理に係る一切の業務とする。これらの業務にあたっては、以下に示す要求水準を満足するものとする。

(2) 業務の前提条件

ア 防衛省は、本事業船舶2隻の運航を令和8年1月1日に開始するため、事業者は、本事業船舶の運航開始前までに、法令上求められる海技資格を有する船員数を確保し、本事業船員の休暇取得なども配慮した上で、事業期間に亘って、待機態勢を確保・維持すること。事業者は、民間輸送力活用の観点から、本事業船員について、民間の船舶の運航に従事した経験を有することを重要な考慮事項として積極的に確保すること。

イ 本事業船員は、日本国籍を有する者とする。

ウ 防衛省は、防衛出動等に際しては、自衛隊法第70条第1項の規定に基づき招集される予備自衛官を含む自衛官により、本事業船舶を運航することを予定している。このことから、事業者は、予備自衛官等である本事業船員の確保を促進するものとする。

また、防衛省は、原則として、本事業船舶を裸備船し運航する予定であることから、予備自衛官等である本事業船員については、できる限り本事業船舶の運航に従事できるようにしておくこととする。加えて、本事業船舶の船員について、予備自衛官又はその希望者であることを確認して雇用するものとする。都合により、予備自衛官を希望しないで、本事業船舶の船員となった者については、防衛省及び事業者双方は、その希望を尊重し、防衛省は予備自衛官には採用しないこととする。

エ 事業者は、事業期間に亘って待機態勢を確保・維持するため、本事業船員に対して本事業船舶の運航にあたって法令上求められる海技資格の取得支援及びOJTによる技術取得支援を行うこと。

オ 防衛省は、防衛出動等に際し本事業の範囲外で本事業船舶を自らが運航する場合には、予備自衛官である本事業船員のほか、本事業船員でない自衛官及び招集された予備自衛官を乗船させ運航に従事させることも想定している。このことから、防衛省は、事業者が実施する本事業船員に対する教育訓練としての運航等の機会を活用し、本事業船員でない自衛官及び予備自衛官に対する教育訓練を事業者に要請する場合があるので、その際は積極的に協力すること。当該教育訓練の実施の詳細は、防衛省と事業者との協議により決定するものとする。

カ 本要求水準を満たす限りにおいて、経済合理性に配慮し、本事業船員の効率的な配置に努めるとともに、防衛省の輸送所要に速やかに対応可能な体制を整えることとする。

キ 事業者は、契約締結後速やかに、船員法第97条第1項に基づく、本事業船員の就業規則を策定し、防衛省に提出すること。事業者は本事業船員に対して、本事業の背景・趣旨等を十分周知し、理解を促進した上で、就業規則の遵守を図る。

ク 事業者は本事業船員の給与・手当、法定福利費等の支払、労働時間／休息时间、休暇取得の管理、配乗計画の策定、訓練プログラムの実施等、本事業船員に対する労務管理全般を適切に行うこと。

(3) 業務の実施方法及び要求水準

ア 本事業船員の雇用計画書の提出

事業者は、事業契約締結後速やかに、海技資格や予備自衛官の有無を含む、事業期間を通じた本事業船員の体制に係る雇用計画書を防衛省に提出し、確認を得る。また、前年度2月末までに年度雇用計画書を防衛省に提出し、確認を得る。

イ 本事業船員の雇用・勤務状況に関する報告書の提出

(ア) 事業者は、本事業船舶の運航開始予定日の前日までに、本事業船員各人の予備自衛官等の身分の有無、保有する海技資格の種類、雇用状況に係る実績書（以下「雇用実績書」という。）を防衛省に提出し、確認を得る。

(イ) 事業者は、本事業船舶の運航開始日以降、各本事業船員の1日単位での勤務状況（出勤の有無、勤務時間、従事した業務の内容等を含む日報）に関する雇用実績書を翌月の最初の営業日から起算して5営業日以内に防衛省に提出し、確認を得る。ただし、予備自衛官の人数に変更があった場合は、随時、防衛省に報告すること。

防衛省は雇用実績書に基づき、本事業船舶に属する本事業船員のうちの予備自衛官の人数に応じた対価を支払うものとする。具体的な算定方法は「サービス対価の算定及び支払方法」（資料－Ⅲ）で詳述する。

(ウ) 事業者は、四半期末ごとに当該期間の本事業船員に対する訓練内容や資格取得支援の内容、雇用状況（月次雇用実績書の概要版）、労務管理の状況等、本項の要求水準との適合状況を確認できる船員雇用・養成業務報告書を四半期終了の翌月の最初の営業日から起算して5営業日以内に防衛省に提出し、防衛省の確認を受けること。

4. 船舶運航業務

(1) 業務の概要

本項は、防衛省の輸送所要に対応可能とするように本事業船舶の運航を行うにあたって必要な業務全般とし、本事業船舶の運航準備、船舶の運航に際して寄港予定の港湾施設の確保・調整に至るまでの船舶の運航に関して必要な一切の業務とする。これらの業務にあたっては、以下に示す要求水準を満足するものとし、運航計画等に従って安全且つ損傷なく輸送すること。

(2) 業務の前提条件

ア 輸送する内容の想定

第1 5. (1)のとおり、本事業では部隊等の輸送を想定しており、1. (3)に記す本事業船舶の要求水準を満足した上で、本事業船舶の構造上及び船舶安全法等関連する規則等を遵守し搭載可能な範囲での種類及び量を輸送する。

イ 航行範囲

(ア) 本事業船舶の航行範囲は、船舶安全法に定める近海内航区域での運航を原則とする。

(イ) 本事業船舶の入港が可能な国内港湾施設については利用可能性があることから、防衛省と協議の上、利用が想定される港湾については、予め入出港航路の幅・水深・長

さ・形状、錨泊地状況、係留場所仕様・能力、設備、ランプドア着地面保護対策、フェンダーの状況、出入港船舶情報、水先関係情報、タグボート、ステベ（船内荷役の請負業者）、港湾作業員等の支援の有無、バンカーの取扱い、代理店の有無、その他安全な入港を確保するための情報等の調査を行い、寄港可能な環境が確保できることを確認すること。

- (ウ) (イ)以外の港湾を利用する場合など、必要に応じて新たに事業許可の取得または届出を行う。

ウ 運航実施のための準備

- (ア) 緊急性を要する輸送所要を想定し、事業者は、待機態勢を維持（ただし、防衛省に事前に通知した船舶検査期間又は天候不順等により運航の安全を確保できないと合理的に判断された場合を除く。）し、準備完了後は、72時間の制約にかかわらず、速やかに防衛省が指定する港湾へ出港すること。

- (イ) 事業者は、運航開始前までに、海上運送法及び海上運送法施行規則等の法令に基づき、輸送所要を満足するために必要となる事業許可の取得または届出を遅滞なく行い、取得後5営業日以内にそれらの写しを防衛省に提出すること。なお、危険物の輸送の用が生じた場合は、別途臨時検査に基づく変更など、管海官庁から当該危険物輸送に必要な許可が得られた場合に限り、本事業船舶の運航を求める。第16.(1)のとおり、指定港湾は輸送所要や事態等に応じて指定することを想定していることから、防衛省と協議の上、予め想定される指定港湾への運航が可能な事業許可の取得または届出を行う。

- (ウ) 本事業又は本事業船舶の運航に関する報道、デモ等に対しては、防衛省と連携して対応するものとする。

エ 運航経費の負担

- (ア) 船舶調達業務での試運転及び定期検査や慣熟運航時を除き、防衛省の輸送所要に応じて本事業船舶の運航回数や距離、期間が変動することから、運航経費はサービス対価の構成要素外として位置付け、個別の輸送所要ごとに締結する輸送役務契約により支払うこととする。

- (イ) 具体的な運航経費項目は、「サービス対価の算定及び支払方法」（資料－Ⅲ）で詳述する。

(3) 業務の実施方法及び要求水準

ア 自衛隊訓練及び公的機関の輸送等における運航の実施方法

(ア) 年度計画策定

- a 防衛省は、前年度2月末までに次年度の輸送役務に係る年度計画を策定し、事業者へ通知する。令和7年度の年度計画は、本事業契約締結後速やかに策定し、事業者へ通知する。

- b 事業者は、aで防衛省から通知された年度計画を受領・確認した上で、事業者が防衛省の輸送所要に応じて運航する期間、民間収益事業を実施する期間、中間（定期）検査期間を踏まえ、指定港湾、航海計画、予定航路、船用品・部品等の積込手配、乗組員（交代）手配等を定めた年度運航計画（案）を策定する。

- c 防衛省は、bで事業者が策定した年度運航計画（案）を受領・確認した上で、必要に応じて事業者と調整を行い、年度運航計画を了承・確定し、前年度末までに事業者へ通知する。なお、年度運航計画は、必要に応じて、防衛省と事業者の協議により、修正可能とする。

(イ) 協議・輸送役務契約締結

- a 確定した年度運航計画に基づき、防衛省は港湾管理者等との調整を踏まえた上で、輸送役務契約仕様書（案）を自衛隊訓練等における運航開始の50日前を基準に事業者へ通知する。

- b 事業者は、防衛省からの輸送役務契約仕様書（案）に基づき、乗車順序・車両の発進統制の調整、安全計画、不測事態対応計画、燃料油等の補給計画、船員配置計画、連絡体制等を含む運航計画（案）、積付計画を含む荷役要領（案）及び見積書を作成し、防衛省に提出する。防衛省と事業者は、必要に応じて運航計画（案）、荷役要領（案）及び見積書の内容について協議する。
 - c 防衛省は、事業者が提出した運航計画（案）、荷役要領（案）及び見積書の内容を確認した上で、輸送役務契約仕様書を確定し、事業者に通知する。
 - d 防衛省と事業者は、運航開始30日前を基準に輸送役務契約仕様書に基づき、輸送役務契約を締結する。
 - e 事業者が、港湾管理者等との細部の調整を行った後、輸送役務契約に基づき、運航計画及び荷役要領を確定させ、防衛省はこれを了承し、事業者に通知する。
- (ウ) 事前準備
- a 事業者は、運航計画及び荷役要領の防衛省による承認後速やかに、必要に応じて下記(a)～(k)の実施前調整を行う。
 - (a) 運航に必要な事業許可の取得または届出
 - (b) 臨時検査
 - (c) 危険物積付検査
 - (d) 使用岸壁の確保

指定港湾における使用岸壁は、基本的に事業者委ねるが、状況により防衛省が指定するものとする。
 - (e) 車両搭載地域、時間の確保

事業者は、防衛省が必要とする輸送所要に応じ、指定港湾での地積状況に応じて、最大限の車両搭載地域を確保するものとする。また、出発港については乗船開始の4時間前（戦車及び戦車回収車の場合は3日前）から船舶出港までの時間、到着港については船舶入港から下船終了後、部隊が出発態勢を整えるまでの時間を確保すること。

なお、乗船車両及び積載品の輸送に供する車両のうち、車両制限令等により公道の通行時間が制限される車両が含まれる場合は、確保時間等に関して防衛省と別途調整するものとする。
 - (f) 港湾荷役設備の確保
 - (g) フェンダー、ランプドア接地面保護対策の確保
 - (h) タグボート、ステベ、港湾作業員等の確保
 - (i) 水、油、バンカリング、資材等の確保
 - (j) 輸送貨物等に係る保険契約の締結
 - (k) 本事業船員のリネンサービス・食事の手配
 - b 防衛省は、運航開始10日前を基準に、事業者に対して輸送物の内訳、車種及び諸元の通知を行う。
 - c 事業者は、防衛省が発出した輸送物の内訳、車種及び諸元の通知を受領・確認した上で、必要に応じて防衛省と調整し、防衛省が了承・確定する。
- (エ) 部隊等の本事業船舶への乗船・積込～本事業船舶の出港
- a 事業者は、係留施設から出発港まで本事業船舶を運航する。
 - b 防衛省は、自ら出発港の待機地域まで部隊等の移送を行う。
 - c 事業者は、必要に応じて出発港において燃料・水等の補給や補給品の積込を行う。
 - d 防衛省は、部隊等の検数・損傷有無等及び危険物を確認し、検数確認調書及び損傷有無等確認書を作成し、事業者の確認を得る。
 - e 防衛省は、積付計画に基づき自ら乗船、車両操縦して本事業船舶内に移動する。
 - f 事業者は、防衛省が実施する部隊等の適切な積込に際して誘導等の支援を行うとともに、防衛省自ら乗船・車両操縦して船内に移動した車両及び貨物の固縛作業を実施する。なお、事業者は、ランプ通過時、船内における移動及び固縛時等において、車両の損傷等を防止するための処置を行うものとし、出発港内における車両等の接触事故等を防止するための処置を行うこと。

- g 事業者は、f の後、タグボート運用等により出発港を出港する。
- (㌥) 防衛省の輸送所要における本事業船舶の運航期間
 - a 事業者は、運航期間中、本事業船舶に係る午前7時の状況（位置、航海速度、気象、海象、入港予定日時及び車両等の異状の有無）に関する運航日報を毎日午前7時30分までにFAX又は電子メール等の手段により防衛省に報告するものとする。
 - b 到着の遅延又は運航困難な状況が発生した場合は直ちに防衛省へ報告する他、速やかに対処するものとし、運航中の車両等の損傷を防止するための処置を行うこと。なお、不測事態発生時は、以下を含む内容について遅滞なく防衛省に報告すること。
 - (a) 発生した日時及び場所
 - (b) 現地調整者（所属、氏名及び連絡先）
 - (c) 状況（不測事態を解明するための写真等を含む）
 - (d) 発生の原因
 - (e) 調査要領（調査組織、調査の流れ、調査場所、調査内容）及び調査日程
 - (f) 傷病者発生時の応急処置状況
 - (g) その他、防衛省が要求する事項
 - c 事業者は、輸送役務契約の内容及び、自衛隊員等に対する食事の提供、その他サービス提供を行う。
- (㌦) 到着港への本事業船舶の到着～部隊等の下船・積み下ろし
 - a 事業者は、タグボート運用等によって入港後、車両等の解縛作業を行うとともに、船内の自衛隊員及び車両等を誘導する。なお、事業者は、解縛時、船内における移動及びランプ通過時等において、車両の損傷等を防止するための処置を行うものとし、到着港湾内における車両等の接触事故等を防止するための処置を行うこと。
 - b 防衛省は、事業者の誘導に従い、自ら下船、車両操縦して船外の待機地域に移動する。
 - c 防衛省と事業者は、到着港の待機地域において、乗船時の検数確認調書及び損傷有無等確認書との突合を行い、人員・車両等検数・損傷有無等を確認した上で、防衛省の確認を得る。
- (㌧) 輸送役務完了届、運航業務報告書の提出
 - a 事業者は、運航後10日以内に、輸送役務完了届及び運航業務報告書（運航期間全般における業務実績の概要を示した報告書）を防衛省に提出し、防衛省の検査を受ける。
 - b 検査合格後の運航経費の支払は、「サービス対価の算定及び支払方法」（資料－Ⅲ）で詳述する。

イ 自衛隊の活動に必要な緊急的な輸送の実施方法

事業者は、防衛省からの輸送通知発出後、遅くとも72時間で係留施設又は防衛省と事業者で協議し防衛省が承諾した出発港を出港（72時間に係らず準備完了後、速やかに出港）できるよう、防衛省と密に連携し下記(㌦)～(㌧)の手続きを円滑に実施すること。特に記載のない内容については、アと同様の手順とする。

- (㌦) 防衛省は輸送通知発出、港湾管理者等との調整の後、速やかに輸送役務契約仕様書（案）を事業者に通知する。
- (㌧) 事業者は、防衛省からの輸送通知発出後12時間を基準に運航計画（案）、荷役要領（案）及び見積書を作成する。防衛省と事業者は、必要に応じて運航計画（案）、荷役要領（案）及び見積書の内容について協議する。
- (㌨) 防衛省は、(㌧)で事業者が提出した運航計画（案）、荷役要領（案）及び見積書の内容を確認した上で、輸送役務契約仕様書を確定する。
- (㌩) 防衛省と民間事業者は輸送通知発出後24時間を基準に、輸送役務契約仕様書に基づき、輸送役務契約を締結する。
- (㌪) 事業者は、港湾管理者等との細部の調整を行った後、輸送役務契約に基づき、運航計画及び荷役要領を確定させた後、防衛省はこれを了承し、事業者に通知する。
- (㌫) 防衛省は、輸送通知発出から48時間を基準に、事業者に対して内訳・乗船者、車種、機材等の諸元を通知する。

- (キ) 事業者は、防衛省から事業者に輸送通知を発出してから 7 2 時間を基準に、係留施設を出港する。なお、出港後速やかに、船長は防衛省に出港時間及び出港した旨を連絡する。
- (ク) 事業者は、防衛省からの輸送通知発出後、必要に応じて速やかに指定港湾までの本事業船舶の運航に必要な事業許可の取得または届出を行う。
- (ケ) 燃料等の危険物を輸送する場合、事業者は、管海官庁に対して危険物積付検査等の申請を行い、出港までに管海官庁の危険物積付検査等の許可を受ける。
- (コ) 第 2 1. (2) イ (イ)において危険物を輸送する際に必要な管海官庁による許可又は上記(ケ)等の検査受検に関して、管海官庁における手続きが通常時に比べて明らかに時間を要することが認められる場合を除いて、あらかじめ事業者は行政手続に要する時間を考慮し、遅くとも 7 2 時間で本事業船舶を係留施設又は防衛省と事業者で協議し防衛省が承諾した出発港から出港できるよう、手続きを行うこと。

ウ 防衛出動等における業務内容

- (ア) 防衛出動等運航準備通知の発出～回航指示
 - a 防衛省と事業者は、第 1 3. (1) アに規定する船舶運航可否に係る協議を行う。
 - b 防衛省と事業者による協議の結果、運航判断要件に該当せず、防衛省は本事業船舶を傭船し、運航すると判断された場合、防衛省は、事業者に対して防衛出動等運航準備通知を発出する。
 - c 事業者は、防衛省が発出した防衛出動等準備通知を受領・確認し、当該通知に基づき、防衛省が指定する本事業船舶を防衛省に引渡す港湾（以下「引渡港」という。）での船舶引渡条件や船舶損傷の場合の取扱い、燃料その他消耗品の取扱い、並びに引渡港における荷役方法を記載した船舶引渡計画書及び荷役要領（以下「船舶引渡計画書等」という。）を速やかに作成し、防衛省の確認・了承を得る。
 - d 事業者は、船舶引渡計画書等の防衛省の確認・承認後、速やかに引渡港までの本事業船舶の運航に必要な事業許可の取得または届出を行う。
 - e 事業者が、民間収益事業等により本事業船舶を運航中の場合は、事業者は、速やかに旅客下船措置及び荷卸し措置を行い、引渡港への回航を指示する。
- (イ) 本事業船舶の防衛省への引き渡し
 - a 事業者は、ウ (ア)における防衛省との協議とともに、引渡港における荷役作業等の可否について防衛省と協議し、引渡港における港湾管理者との調整や荷役作業（上記の 4. (3) ア (ウ) a (a)～(i)に準じた作業）、貨物等の積み付け作業等の実施が可能と判断された場合、防衛省に対して当該支援作業等を実施する。
 - b 事業者は、船舶引渡計画書等に基づき、引渡港における燃料残油量等の船体状況に係る書類（以下「船体等現状報告書」という。）を防衛省に提出し、防衛省は、事業者の提出した船体等現状確認書に基づき現状確認を実施し、現状等確認書を事業者に交付する。事業者は、防衛省から現状等確認書を受領した後、船舶引渡を証明する示す書類（以下「船舶引渡書」という。）を防衛省に提出し、防衛省の承認を受けた上で、本事業船舶を防衛省に引き渡す。
 - c 本事業船舶の防衛省への引渡時は、事業者は、属具・備品リスト等は作成せず、現状渡しを原則とする。ただし、燃料残油量は検量し、残油協定等により防衛省と事業者双方で確認する。
 - d 事業者は、防衛省に本事業船舶を引き渡した後、船舶安全法施行規則第 4 1 条第 1 項及び同項第 2 号に基づき、船種登録運輸局に対して速やかに船舶検査証書の返納を行う。
- (ロ) 防衛出動等運航後
 - a 防衛省は、自ら事業者が指定する造船所まで船舶を回航する。
 - b 防衛省と事業者は、双方で本事業船舶の損傷等を確認し、損傷等確認書を作成する。

- c 損傷等確認書に係る確認の結果、本事業船舶の修繕工事は不要と事業者が判断した場合は、管海官庁に対して定期検査を申請・受検し、船舶検査証書を受領する。
- d 損傷等確認書に係る確認・承認の結果、船体損傷等により本事業船舶の修繕工事が必要と事業者が合理的に判断した場合は、事業者は、修繕工事実施前に修繕費見積書を作成し、防衛省の確認・承認を得た上で防衛省と修繕工事に伴う本事業に係る変更契約を締結する。その後、修繕工事を実施した上で定期検査を申請・受検し船舶検査証書を受領する。

なお、各船舶運航業務の流れを、参考資料1「船舶運航業務フロー」に示しているので、参考にすること。ただし、要求水準書と当該フロー図の間で疑義が生じた場合は、要求水準書の記載を優先する。

エ 本事業船舶を活用した被災者支援における業務内容

- (ア) 事業者は、本事業船舶を活用した被災者支援を実施する態勢を整備するものとする。
- (イ) 事業者は、被災者支援に必要な清水、消耗品、給水設備等を準備及びゴミ処理、清掃等の態勢・整備に努める。

5. 全般管理業務

(1) 業務の概要

事業者は、事業期間を通じて、責任ある事業主体として、要求水準を遵守しつつ自らが提案した事業計画に基づき適正かつ確実に事業を遂行する。そのため、自らの経営について適切に管理し、事業の安定性を維持するとともに、各業務を効率的かつ効果的に実施できる実施体制を構築し、各業務の実施について統括的に管理する。

その際、事業者は、本事業が約11年間の長期にわたり本事業船舶の調達・維持管理、本事業船員の雇用・養成、本事業船舶の運航業務等を一体的に実施する事業であることを踏まえ、特に、本事業全体で統一性を図るための総合的な管理や、緊急時や防衛出動等の事態に対して、SPC全体で機動的な対処を可能とするため、本事業に関する業務の統括機能を十分に発揮する。また、本事業の目的に即して自衛隊の海上輸送における機動展開等に資するサービスを継続的かつ柔軟に提供することができるよう、本事業にかかるコスト、スケジュール、リスク等を適切に管理する。さらには、要求水準書に示された業務及び要求水準にとどまらず、事業者による実効的なセルフモニタリングや業務改善プロセスを通じて、サービスの質の向上に資する提案を事業者自らが企画し、防衛省に発案・助言する。

(2) 業務の実施方法及び要求水準

ア 業務内容

事業者は、本事業の目的及び内容を十分に理解し、かつ、企業経営の観点から必要な能力・知識・経験を有する総括代理人及び総括代理人直属のスタッフを適切に配置することにより、各業務を統括・調整するとともに、本事業を確実に遂行できるよう、次の事項を実施する。

- (ア) 各業務実施企業の提案・意見を統括・調整することにより、各業務間の隙間や重複を排除し、本事業の各業務を包括的なサービスとして効率的かつ効果的に実施する。
- (イ) 業務実施企業間の意見調整を適切に行い、常に業務実施企業間の責任及びリスク分担を明確化し、事業者としての統一的な方針の下に事業を遂行する。特に、本事業船舶別に船舶運航企業が2社に分かれる場合、緊急時や防衛出動時においても迅速に防衛省の輸送所要に対処できるよう、事業者は自らが主導的な役割を果たし、日ごろから両社を密に連携させること。

- (ウ) 各業務実施企業における業務実施計画、業務実施内容及び要求水準の遵守状況を実効的かつ能動的に把握・管理するとともに、恒常的な業務改善プロセスを通じてサービスの質の向上を図る。
- (エ) 本事業にかかる資金を確実に確保するため、金融機関やスポンサー等との折衝・調整を計画的に実施するとともに、事業収支計画や財務状況等を適切に管理する。
- (オ) 総括代理人又は総括代理人直属のスタッフは、防衛省との直接的な連絡窓口となり、緻密な連絡調整を行うと共に、防衛省・事業者間の協議を主導し、協議の円滑な進行・調整を図る。
- (カ) 総括代理人又は総括代理人直属のスタッフは、各業務実施企業等との契約事務手続等を調整し、本事業の確実な履行を図る。また、防衛省との各種協議のスケジュール等の管理、提出物の管理等を行い、防衛省の求めに応じてそれらの管理状況を適宜報告する。
- (キ) 本事業における防衛省のパートナーとして、自らが行う業務内容の履行やモニタリングだけでなく、防衛省が実施する業務プロセスの最適化やサービスの質の向上に資する提案を企画し、防衛省に発案・助言する。
- (ク) 防衛省とともに、本事業を円滑に実施するために必要な事項に関する協議を行うことを目的として、防衛省及び事業者等により構成する関係者協議会を設置する。
- (ケ) その他、本事業の遂行に関して必要な管理・調整業務を統括する。

イ 防衛省への提出書類

事業者は、上記における各項で示す提出書類の他、事業者の経営等に係る下表の書類をそれぞれの提出時期までに防衛省に提出して確認を受けること。

なお、防衛省は事業の実施に重大な悪影響を与える恐れがある場合など、必要に応じて、事業者に対して追加の経営状況等に係る書類の提出及び報告を求めることができる。

	提出書類	提出時期
①	事業者の定款の写し	事業契約締結後、5営業日以内 定款の変更後、翌月の最初の営業日から起算して5営業日以内
②	事業者の株主名簿	事業契約締結後、5営業日以内 株主名簿の変更後、翌月の最初の営業日から起算して5営業日以内
③	実施体制図	事業契約締結後、5営業日以内 実施体制の変更後、翌月の最初の営業日から起算して5営業日以内
④	事業工程表	事業契約締結後、10営業日以内
⑤	事業者が締結予定の契約書等のリスト	事業契約締結後、5営業日以内 リストの変更後、翌月の最初の営業日から起算して5営業日以内
⑥	事業者が締結した契約書等（変更契約含む）の写し	防衛省が⑤のリストに基づき指示する契約書等は、各契約の締結後、5営業日以内 その他の契約書等は、各契約の締結後、翌月末
⑦	株主総会の議事概要及び提示資料	株主総会の会日後、翌月の最初の営業日から起算して5営業日以内
⑧	取締役会の議事概要及び提示資料	取締役会の会日後、翌月の最初の営業日から起算して5営業日以内
⑨	各事業年度における、会社法第435条第2項に基づく計算書類及びその付属明細書類並びにキャッシュフロー計算書及び監査報告書の写し。	定時株主総会の会日後、翌月の最初の営業日から起算して5営業日以内

	これらの計算書類と事業者の事業収支計画の対応関係を説明する資料	
⑩	各事業年度の上半期に係る⑨に準じた計算書類	上半期終了後、2カ月以内
⑪	事業者の最新の事業収支計画及びPFI-LLCの算定資料	契約締結後、速やかに 本事業契約の契約金額の変更後、翌月5営業日以内 その他更新後、翌月の最初の営業日から起算して5営業日以内